

一般社団法人日本潰瘍学会選挙規程

令和6年2月10日 一部改正

平成28年9月3日 一部改正

平成26年7月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この選挙規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）の次に掲げる選挙規定について定める。

- (1) 評議員を選任するための選挙
- (2) 理事及び監事を選任するための選挙（決議）
- (3) 代表理事を選定するための選挙（決議）
- (4) 学術集会の会長を選定するための選挙

(適用範囲)

第2条 前条に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第2章 評議員選挙

(選挙の時期)

第3条 評議員の任期が満了する日の前6か月以内に、評議員を選任するための選挙を行う。

2 評議員選挙の期日は理事会で決定する。

(選挙権の条件)

第4条 評議員を選挙できる有権者は、当法人の正会員であって会費の滞納がない者とする。

(有権者名簿)

第5条 有権者の名簿は、投票の3か月前に告示される。告示後1か月以内は、評議員選挙管理委員会への異議の申し立てを認める。

(立候補の条件)

第6条 評議員は、立候補制とする。

2 新たに立候補するには、次に掲げる条件を満たしていることとし、立候補届を選挙の期日の2か月前までに事務局に提出する。

- (1) 理事1名以上の推薦があること
- (2) 本学会の正会員で、会費を完納していること
- (3) 選考が行われる前年の12月31日の時点で満70歳未満の者

3 現評議員が立候補（再任）するには、次に掲げる条件を満たしていることとし、立候補（再任）希望を、選挙の期日の2か月前までに事務局に提出する。

- (1) 会費を完納していること
- (2) 選考が行われる前年の12月31日の時点で満70歳未満の者

（候補者名簿の作成、公告）

第7条 選挙管理委員会は、条件を満たす立候補者の全員を記載した候補者名簿を作成し、理事会の確認を経て、選挙の期日の1か月前までに選挙権を有する会員に公告する。

（投票）

第8条 投票は、有権者1名につき3票とする。

- 2 投票は無記名投票とする。
- 3 評議員立候補者数が定数に満たない場合は、選挙を行わない。

（投票方法）

第9条 投票はオンライン投票システムを利用して行う。詳細は選挙管理委員会から通知する。

（無効な投票）

第10条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票システムを使用しなかったもの
- (2) 選挙の期日内に投票しなかったもの

（当選の判定）

第11条 得票数の最も多かった者から、順次定数までの候補者を当選者とする。

- 2 得票同数の場合は、選挙管理委員会委員長が抽選によって順位を定める。
- 3 選挙管理委員会は、選挙の結果を正会員に対し速やかに告示する。

（欠員の補充）

第12条 評議員に欠員が生じたときは、理事長は、理事会の議を経て評議員選挙におけ

る次点者がある場合に、その者を評議員として選任することができる。その任期は、前任者の残りの任期とする。

- 2 前項によって評議員を選任したときは、理事長は速やかにこれを告示する。

(補充選挙)

第13条 評議員の総数が定数に満たない場合、理事会の決定により、任期中間年に補充選挙を行うことができる。

- 2 正会員から補充選挙実施の要求があったときは、理事会でその可否を審議するものとする。
- 3 補充選挙により選任された評議員は、選挙の期日から他の在任評議員の任期満了まで在任する。

(選挙の疑義)

第14条 評議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会で処理されることを原則とする。

第3章 役員選任決議

第15条 理事及び監事は、評議員総会に出席した評議員により選任する。選任には理事会の意見を参考にすることができる。

第4章 理事長選挙（選定決議）

(理事長の選定)

第16条 理事長は、理事及び監事が新たに選任された後、速やかに新理事及び新監事を含めた理事会を招集し、新たな理事長を選定する。

- 2 理事長候補者は、原則としてすべての理事の自他薦による。理事選任後の理事会において出席した全理事の無記名投票によって行う。選任後、その結果を評議員総会に速やかに告示するものとする。
- 3 理事会の議長は、新たに理事長が選出されるまでの間は前任の理事長が務める。
- 4 理事長の選定は次の規定によって行う。
 - (1) 理事長になろうとするものは、理事でなければならない
- 5 理事長が欠けたときは、速やかに理事長を選定する理事会を開催する。

第5章 学術集会会長の選定

(学術集会会長の選定)

第17条 学術集会会長は理事会で推薦し、評議員総会によって承認する。

第6章 附則

(本規程の運用上の疑義)

第18条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第20条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。